

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年12月10日提出
【計算期間】	第2期計算期間（自 平成23年9月13日 至 平成24年9月10日）
【ファンド名】	アムンディ・日経平均オープン
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァーチュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5928
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

親投資信託である「アムンディ・日経225オープンマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とし、日経平均株価（日経225）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

日経平均株価（日経225）とは、「東京証券取引所第一部上場銘柄のうち流動性・業種セクターのバランスを考慮して選択された225銘柄」の平均株価指数であり、わが国の株式市場の動向を示す指標（株価指数）のひとつです。

日経平均株価（日経225）は、市況変動以外の要因（採用銘柄の入れ替えや採用銘柄の株式分割など）を除去して指数値の連続性を持たせており、わが国の株式市場の動向を継続的に捉える代表的な指数として、広く利用されています。

正式名称を「日経平均株価」といい、日本経済新聞社にて算出、発表されています。

（注）日経平均株価（日経225）に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利、公表を停止する権利を有しています。

1. 計算式

日経平均株価 = 採用225銘柄の株価の合計 ÷ 除数

- ・ 株価の合計は、採用されている銘柄の株価を全て50円額面あたりに換算して計算します。
- ・ 小数点第3位を四捨五入して第2位まで求めます。
- ・ 株価の採用優先順は、現在の特別気配または連続約定気配、現在値（または終値）、基準価格（基準価格は権利落ち理論値、前日の特別気配、前日の終値の優先順で採用された値）

2. 除数の修正

除数は、日経平均株価採用銘柄に市況変動によらない株価変動（権利落ち、減資、銘柄入れ替え等）があった場合、日経平均株価の連続性を維持するために修正が行われます。

3. 構成銘柄と銘柄選定基準

日経平均株価（日経225）は、長期間にわたる継続性の維持と、産業構造変化の的確な反映という二つの側面を満たしながら、市場流動性の高い銘柄で構成します。

東証第一部上場銘柄のうち、原則として、市場流動性の高い「高流動性銘柄群」を選び出し、これを六分類（技術、金融、運輸・公共、資本財・その他、消費、素材）し、業種のバランスをとって225銘柄に絞り込みます。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型に属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
		債券	
追加型投信	海外	不動産投信	特殊型
		その他資産（ ）	
	内外	資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	日経225
	年 2 回	日本		TOPIX
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性（ ）	年 4 回	北米	ファンド・オ ブ・ファンズ	その他 （ ）
	年 6 回 （隔月）	欧州		
不動産投信	年 1 2 回 （毎月）	アジア		
	年 1 2 回 （毎月）	オセアニア		
その他資産 （投資信託証券 （株式））	年 1 2 回 （毎月）	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	その他 （ ）
	年 1 2 回 （毎月）	アフリカ		
資産複合 （ ）	日々	中近東（中東）		
	日々	エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 （ ）			

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 （投資信託証券 （株式））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
---------------------------	--

年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
日経225	目論見書または投資信託約款において、対象インデックスを、日経225とするものをいいます。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（注）商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

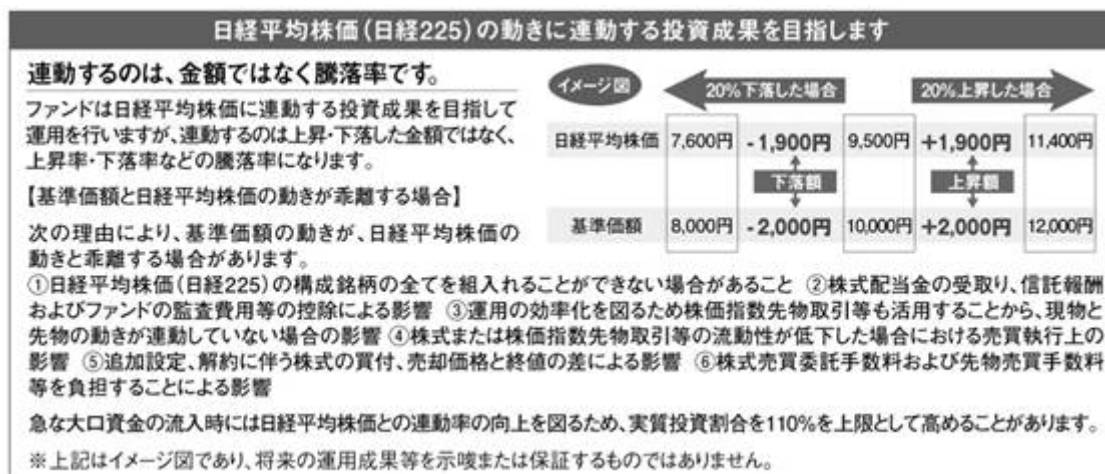
信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1) 日経平均株価（日経225）に連動する投資成果を目指します。

- ・日経平均株価と連動する投資成果を目標として運用する「アムンディ・日経225オープンマザーファンド」を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。



2) 日経平均株価採用銘柄（225銘柄）の中から、原則として200銘柄以上に等株数投資を行います。

- ・日経平均株価採用銘柄であっても、流動性に著しく欠ける銘柄や、信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは、行わないことがあります。
- ・日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。

3) 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

- ・株式の実質投資割合は原則100%程度とします。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成22年12月28日 投資信託契約の締結、ファンドの設定・運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

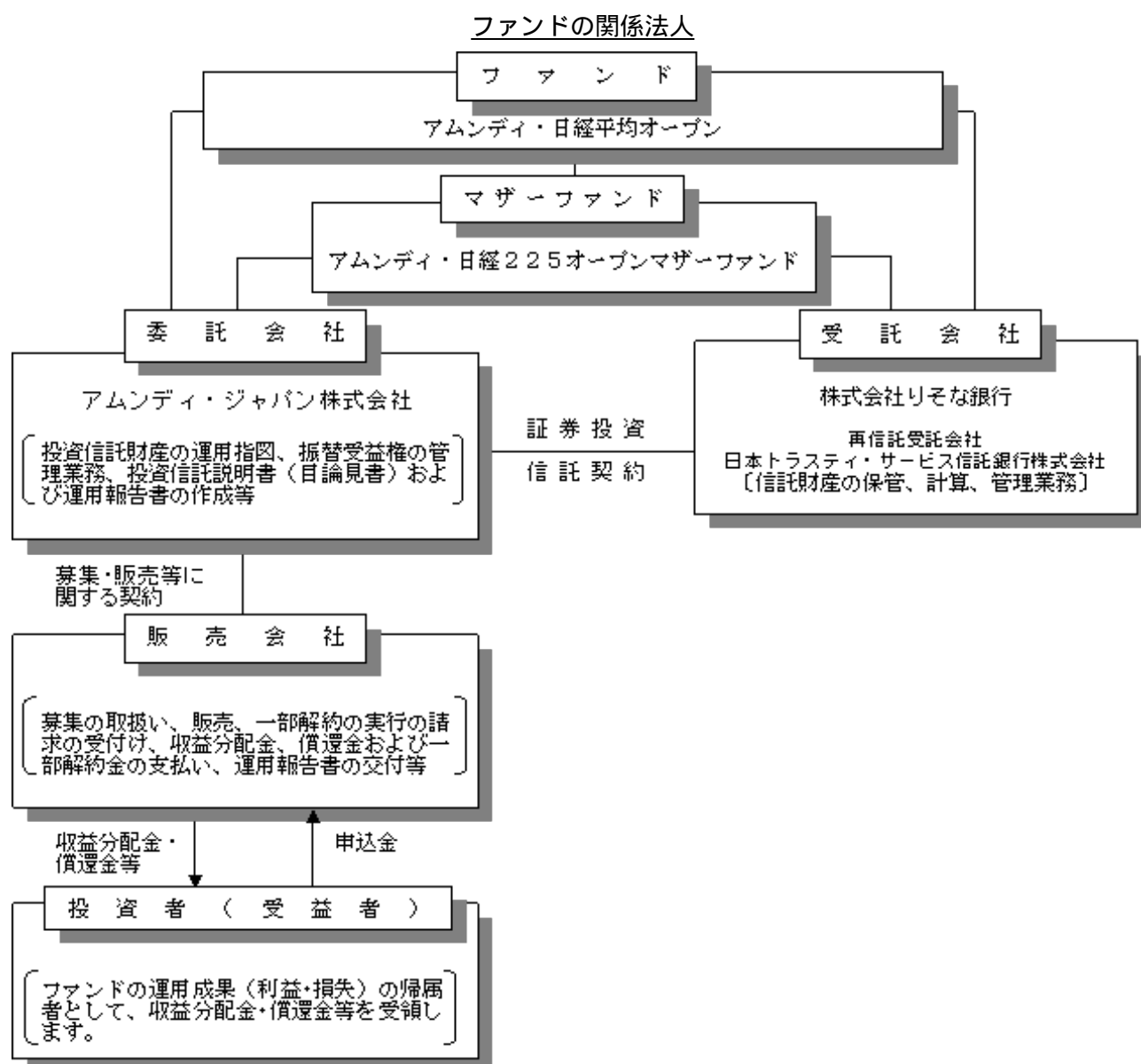
<イメージ図>

ファミリーファンド方式 で運用します。



ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

ファンドの関係法人および関係業務は以下のとおりです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
--------	-------

募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 （証券投資信託にかかる信託契約 （信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会 社 の 沿 革	昭和46年11月22日 昭和55年 1月 4日 平成10年 1月28日 平成10年 4月 1日 平成10年11月30日 平成16年 8月 1日 平成19年 9月30日 平成22年 7月 1日	山一投資カウンセリング株式会社設立 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 証券投資信託委託会社の免許取得 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主 の状況	名 称	住 所	所有株式数	比 率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

アムンディ概要

アムンディは、運用資産規模で6,929億ユーロ（約68兆円、1ユーロ98.74円で換算、2012年6月末現在）を超え、欧州第2位、世界ではトップ・テンに入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2012年6月版（数値は2011年12月末現在））

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- 1) 主として「アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド」に投資し、日経平均株価（日経２２５）と連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、株式等に直接投資することもあります。
日経平均株価（日経２２５）の変動と同程度の比率で基準価額が変動することを目標とします。
- 2) マザーファンドの組入比率は原則として高位に保ちます。
- 3) 現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。
- 4) 株価指数等の先物取引を含む株式の実質投資割合（投資信託財産に属する当該証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額の、投資信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。以下同じ。）は、原則として、投資信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行います。日経平均株価指数との連動率の向上をはかるため、一時的に株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の110%を超えないものとします。
- 5) 組入対象銘柄は、主として東京証券取引所第一部上場株式とします。日経平均株価（日経２２５）採用銘柄のうち原則として200銘柄以上に等株数投資を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や、信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは、行わないことがあります。
- 6) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- 7) ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条から第24条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を「アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記1.から8.の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託証券の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国証券投資信託を除きます。）
11. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り、）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとし、）
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前記1.の証券または証書、9.ならびに13.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものおよび11.の証券のうちクロ・ズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および9.ならびに13.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10.および11.の証券のうちクロ・ズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権で金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前記 にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の1.から5.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、

有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行うことができます。

(3) 【運用体制】

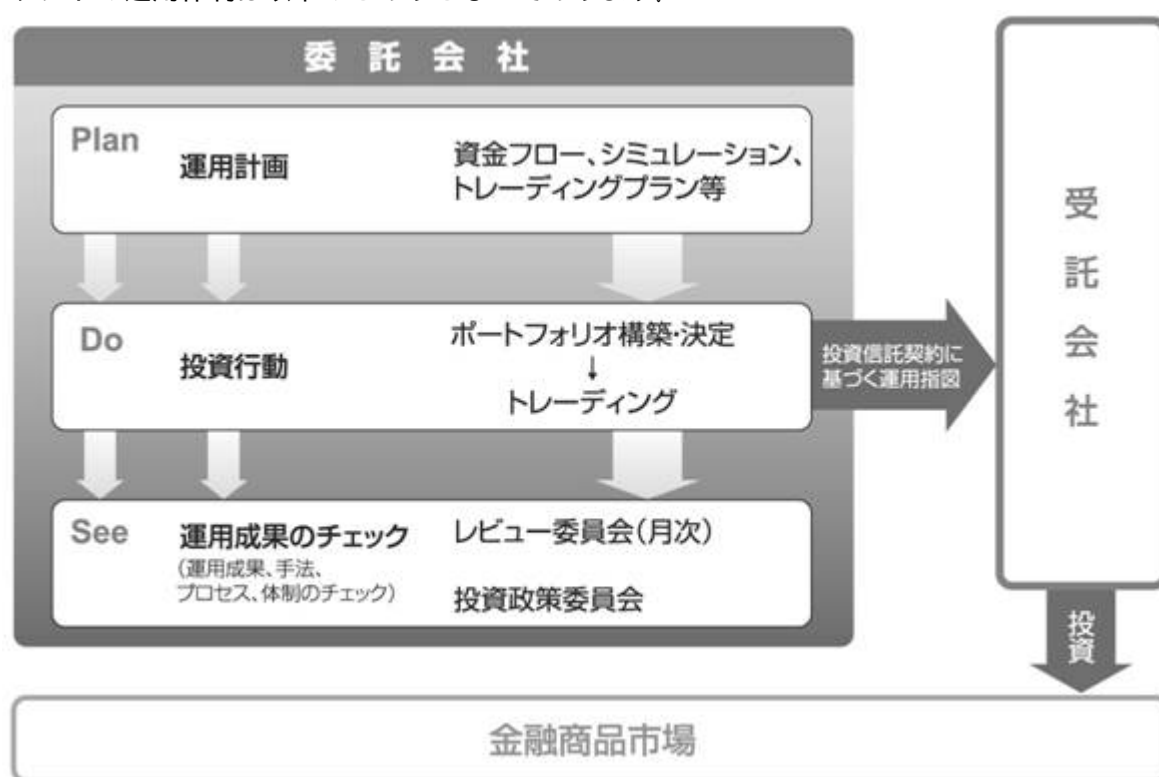
投資戦略の決定および運用の実行

CIO（最高運用責任者）に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・・・委託会社のレビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益の分配

毎決算時（毎年9月10日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益¹および売買益（評価益を含みます）等²の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3) 留保益の運用方針

収益の分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

1配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用、および受託会社の立替えた立替金の利息、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）、以下同じ。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の交付

「自動けいぞく投資コース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

「一般コース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金の支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。「一般コース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

（イ）株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

（ロ）新株引受権証券等への投資制限

1) 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

2) 前記1)において、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ハ）投資信託証券への投資制限

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 前記1)において、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ニ）投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

（ホ）同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。

（ヘ）同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 前記1)において、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ト）信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図できます。
- 2) 前記1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ、次に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。
 - 1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2．株式分割により取得する株券
 - 3．有償増資により取得する株券
 - 4．売出しにより取得する株券
 - 5．投資信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - 6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（チ）先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引

および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図できます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

- 2) 委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図できます。

(リ) スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図できます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、投資信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。
- 4) 前記3)においてマザーファンドの投資信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの純資産総額に占める、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(ヌ) 金利先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことを指図できます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(ル) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ヲ) 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

(ワ) 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および

公社債の貸付を、次の範囲内で指図できます。

- １．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価評価額の50%を超えないものとします。
 - ２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2)前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。
- 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行います。

（カ）資金の借入れの指図および範囲

- 1)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- 3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4)借入金の利息は投資信託財産の中から支払います。

法令等に基づく投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」という。）、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

（イ）同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（ロ）デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

（参考）「アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド」の投資方針の概要

(1)運用方針

わが国の株式中心に投資を行い、日経平均株価（日経２２５）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

(2)投資態度

株式への投資は、日経平均株価に採用されている銘柄の中から原則として200銘柄以上に等株数投資を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入は行わないことがあります。

現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。

株価指数等の先物取引を含む株式の実質組入比率は、原則、投資信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行います。日経平均株価指数との連動率の向上をはかるため、一時的に株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質組入比率は、投資信託財産の純資産総額の110%を超えないものとします。

株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。

(3) 主な投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。

(4) 主な投資制限

株式の実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資については、制限を設けません。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

1．価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

2．信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

3．流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場規模の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

4．有価証券先物取引等に伴うリスク

株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

5．価格乖離リスク

ファンドは、日経平均株価（日経225）に連動する投資成果を目指して運用を行いますが、次の理由により基準価額の動きが日経平均株価（日経225）の動きと乖離する場合があります。

1. 日経平均株価（日経225）の構成銘柄を全て組入れない場合があること
2. 株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
4. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
5. 追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
6. 株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

1．ファンドの繰上償還

委託会社は、受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2．収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3．ファミリーファンド方式による影響

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があります、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドにおよぶ可能性があります。

4．換金の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金申込みの受付が中止されることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(2) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にはリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にはリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

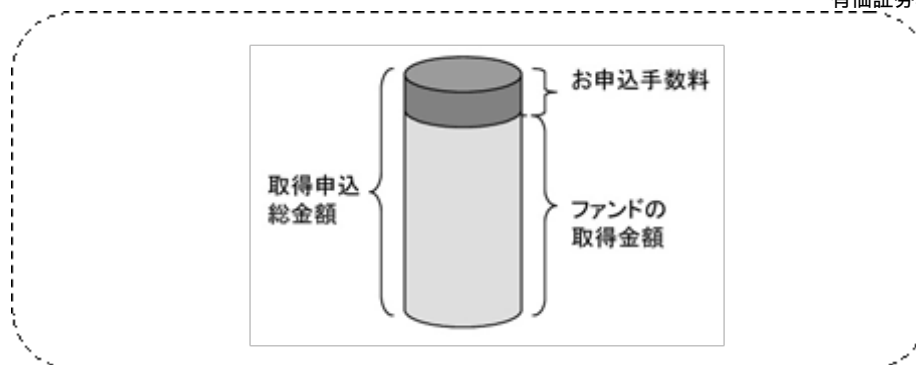
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた金額とします。なお、本書作成日現在の料率上限は1.575%（税抜1.5%）となっております。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞



「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

販売会社が独自に定める申込手数料率等についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

- 1) 委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.4515%（税抜0.43%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.21% （税抜0.2%）	年率0.21% （税抜0.2%）	年率0.0315% （税抜0.03%）

- 2) 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに投資信託財産の中から支払います。

- 3) 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに投資信託財産の中から支払います。

上記の信託報酬は、本書作成日現在のものです。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理等に要する諸経費の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸経費の金額をあ

らかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において諸経費の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期間末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成24年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税¹または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税¹が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% ² 、地方税3%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ² 、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

2 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、配当控除が適用される場合があります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、益金不算入制度が適用される場合があります。

個別元本について

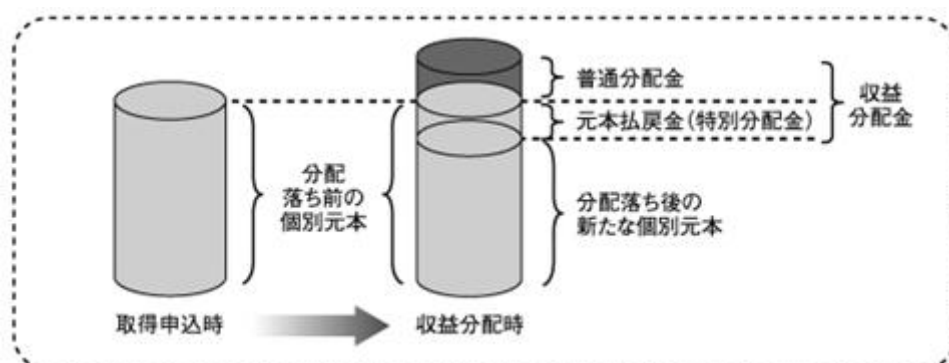
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証する

ものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

５【運用状況】

以下は平成24年9月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	8,882,173,756	99.96
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	3,407,956	0.03
合計（純資産総額）		8,885,581,712	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

<参考情報>

「アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	63,310,038,220	95.24
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	3,162,678,292	4.75
合計（純資産総額）		66,472,716,512	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

種類	国/地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪	大証日経平均株価指数先物	買建	355	円	3,141,647,907	3,152,400,000	4.74

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド	14,848,167,429	0.5933	8,810,493,687	0.5982	8,882,173,756	99.96

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.96
合計		99.96

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

< 参考情報 >

「アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド」
投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	286,000	15,494.58	4,431,452,194	18,150.00	5,190,900,000	7.80
2	日本	株式	ファナック	電気機器	286,000	12,512.80	3,578,663,451	12,580.00	3,597,880,000	5.41
3	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	858,000	2,976.11	2,553,509,821	3,160.00	2,711,280,000	4.07
4	日本	株式	京セラ	電気機器	286,000	6,630.78	1,896,404,622	6,760.00	1,933,360,000	2.90
5	日本	株式	KDDI	情報・通信業	286,000	5,334.67	1,525,718,334	6,060.00	1,733,160,000	2.60
6	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	572,000	2,570.73	1,470,458,815	2,397.00	1,371,084,000	2.06
7	日本	株式	信越化学工業	化学	286,000	4,307.10	1,231,832,574	4,390.00	1,255,540,000	1.88
8	日本	株式	セコム	サービス業	286,000	3,762.48	1,076,069,444	4,070.00	1,164,020,000	1.75
9	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	286,000	3,579.44	1,023,721,878	3,965.00	1,133,990,000	1.70
10	日本	株式	キヤノン	電気機器	429,000	2,995.85	1,285,222,497	2,495.00	1,070,355,000	1.61
11	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	286,000	3,604.69	1,030,941,451	3,595.00	1,028,170,000	1.54
12	日本	株式	エーザイ	医薬品	286,000	3,431.11	981,298,741	3,520.00	1,006,720,000	1.51
13	日本	株式	テルモ	精密機器	286,000	3,281.95	938,638,905	3,360.00	960,960,000	1.44
14	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	286,000	3,510.42	1,003,981,821	3,325.00	950,950,000	1.43
15	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	286,000	3,071.02	878,313,289	3,040.00	869,440,000	1.30
16	日本	株式	TDK	電気機器	286,000	3,173.60	907,651,566	2,906.00	831,116,000	1.25
17	日本	株式	日揮	建設業	286,000	2,348.92	671,793,483	2,605.00	745,030,000	1.12
18	日本	株式	デンソー	輸送用機器	286,000	2,575.25	736,522,312	2,451.00	700,986,000	1.05
19	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	2,860	242,368.36	693,173,514	244,900.00	700,414,000	1.05
20	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	286,000	2,513.22	718,783,731	2,397.00	685,542,000	1.03
21	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	286,000	2,338.75	668,884,598	2,342.00	669,812,000	1.00
22	日本	株式	花王	化学	286,000	2,203.27	630,136,128	2,300.00	657,800,000	0.98
23	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	286,000	2,290.03	654,950,676	2,180.00	623,480,000	0.93
24	日本	株式	ニコン	精密機器	286,000	2,336.73	668,307,451	2,148.00	614,328,000	0.92
25	日本	株式	住友不動産	不動産業	286,000	1,887.16	539,729,643	2,072.00	592,592,000	0.89
26	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	572,000	1,097.78	627,930,270	1,015.00	580,580,000	0.87
27	日本	株式	ダイキン工業	機械	286,000	2,215.61	633,666,365	2,023.00	578,578,000	0.87
28	日本	株式	電通	サービス業	286,000	2,307.91	660,063,851	1,980.00	566,280,000	0.85
29	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	286,000	1,737.14	496,822,101	1,924.00	550,264,000	0.82
30	日本	株式	クレディセゾン	その他金融業	286,000	1,725.43	493,473,545	1,887.00	539,682,000	0.81

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	水産・農林業	0.12
		鉱業	0.20
		建設業	3.38
		食料品	4.80
		繊維製品	0.55
		パルプ・紙	0.33
		化学	5.91
		医薬品	7.31
		石油・石炭製品	0.36
		ゴム製品	1.02
		ガラス・土石製品	1.58
		鉄鋼	0.25
		非鉄金属	1.50
		金属製品	0.38

	機械	3.99
	電気機器	17.66
	輸送用機器	6.19
	精密機器	3.19
	その他製品	0.74
	電気・ガス業	0.40
	陸運業	2.57
	海運業	0.17
	空運業	0.07
	倉庫・運輸関連業	0.39
	情報・通信業	9.78
	卸売業	2.81
	小売業	10.48
	銀行業	1.41
	証券、商品先物取引業	0.46
	保険業	0.99
	その他金融業	0.81
	不動産業	2.59
	サービス業	2.71
合計		95.24

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	国/ 地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪	大証日経平均株価指数先物	買建	355	円	3,141,647,907	3,152,400,000	4.74

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（平成23年 9月12日）	4,707,066,305	4,707,066,305	0.8361	0.8361
第2期計算期間末（平成24年 9月10日）	9,417,836,181	9,417,836,181	0.8827	0.8827
平成23年 9月末日	5,593,469,816	-	0.8585	-
10月末日	5,981,471,865	-	0.8865	-
11月末日	6,966,585,429	-	0.8313	-

12月末日	7,448,570,215	-	0.8342	-
平成24年 1月末日	6,893,647,189	-	0.8683	-
2月末日	5,708,571,287	-	0.9594	-
3月末日	4,629,007,455	-	1.0034	-
4月末日	5,819,381,065	-	0.9473	-
5月末日	7,330,002,362	-	0.8499	-
6月末日	9,307,177,603	-	0.8967	-
7月末日	10,093,365,492	-	0.8652	-
8月末日	8,959,811,457	-	0.8800	-
9月末日	8,885,581,712	-	0.8901	-

【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成22年12月28日 至 平成23年 9月12日	0.0000
第2期計算期間	自 平成23年 9月13日 至 平成24年 9月10日	0.0000

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成22年12月28日 至 平成23年 9月12日	16.4
第2期計算期間	自 平成23年 9月13日 至 平成24年 9月10日	5.6

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成22年12月28日 至 平成23年 9月12日	8,077,773,961	2,447,910,266	5,629,863,695
第2期計算期間	自 平成23年 9月13日 至 平成24年 9月10日	15,587,212,959	10,547,813,776	10,669,262,878

(注1) 全て本邦内におけるものです。

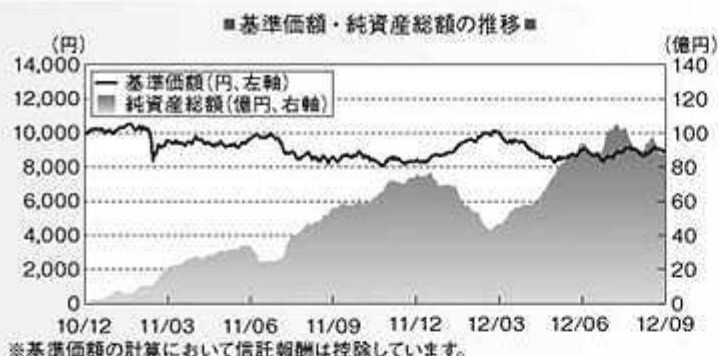
(注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

< 参考情報 >

運用実績

2012年9月28日現在

基準価額・純資産の推移、分配の推移



■基準価額と純資産総額■

基準価額	8,901円
純資産総額	88.9億円

■分配の推移■

決算日	分配金(円)
1期(2011年9月12日)	0
2期(2012年9月10日)	0
設定来累計	0

※分配金は1万口当たり・税引前です。

■騰落率■ (%)

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
ファンド	1.15	-0.74	-11.29	3.68	-	-10.99
日経平均株価	0.34	-1.52	-12.03	1.95	-	-13.82

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

■資産配分■

	比率(%)
株式	95.21
先物	4.74
現金・他	0.05

※比率は純資産総額に対する
実質組入割合です。
※四捨五入の関係で合計が
100%にならない場合があります。

■組入上位10銘柄■

銘柄名	業種	比率(%)
1 ファーストリテイリング	小売業	7.81
2 ファナック	電気機器	5.41
3 ソフトバンク	情報・通信業	4.08
4 京セラ	電気機器	2.91
5 KDDI	情報・通信業	2.61
6 本田技研工業	輸送用機器	2.06
7 信越化学工業	化学	1.89
8 セコム	サービス業	1.75
9 アステラス製薬	医薬品	1.71
10 キヤノン	電気機器	1.61

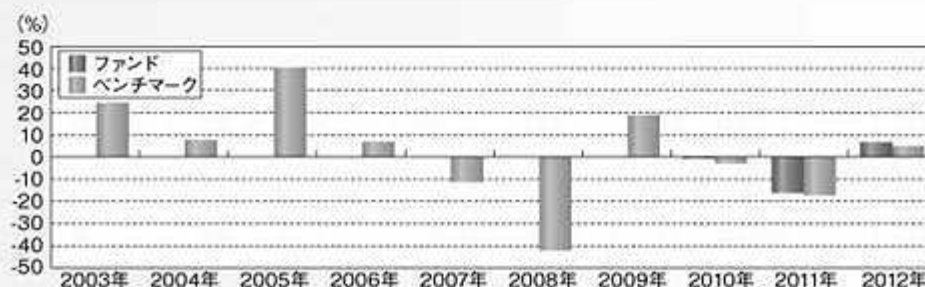
※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

■組入上位10業種■

業種	比率(%)
1 電気機器	18.54
2 小売業	11.01
3 情報・通信業	10.27
4 医薬品	7.68
5 輸送用機器	6.51
6 化学	6.21
7 食料品	5.05
8 機械	4.19
9 建設業	3.56
10 精密機器	3.35

※比率はマザーファンドの現物
株式組入れに対する割合です。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

※日経平均株価(日経225)をベンチマークとします。

※2010年のファンドの収益率は設定日(12月28日)から年末まで、2012年は年初から9月28日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。取得申込みの受付は、営業日の原則として午後3時までとさせていただきます（取得申込みの受付時間は、販売会社により異なることがありますので、詳しくは販売会社にお問合せください。）。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの取得申込みを行う取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。各申込コースの詳細は販売会社へお問合せください。

「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

また、販売会社により「定時定額購入コース（販売会社によって名称が異なる場合があります。）」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については、前記（2）のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社

の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。なお、販売会社所定の時間までに解約申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。解約請求に関する詳細については販売会社にお問合せください。

- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の基準価額とします。手取額は、受益者の解約請求の申込みを受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取消すことができるものとします。
- (6) 前記(5)により一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受け付けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。
- (7) 投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
株価指数先物取引	原則として、基準価額計算日に取引所が発表する清算値段で評価します。
投資信託受益証券 （親投資信託）	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また基準価額は原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。



追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(5)その他 信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年9月11日から翌年9月10日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

償還金

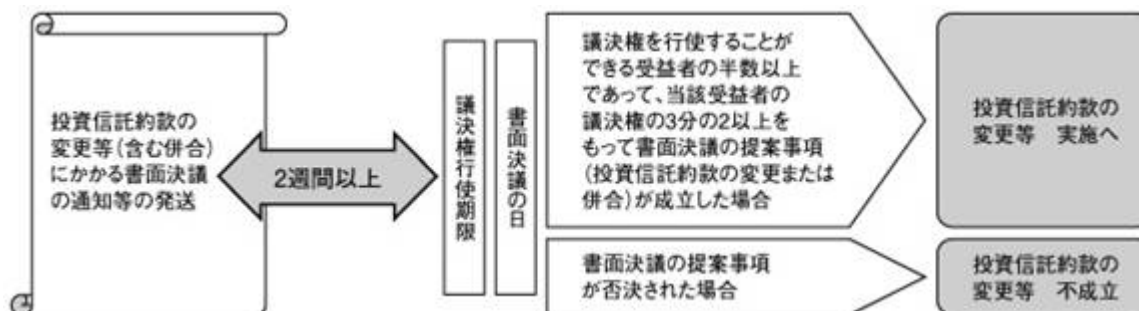
償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休

業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）までに販売会社でお支払いを開始します。

投資信託約款の変更等

- （イ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、（イ）の変更事項の内容が重大なものおよび併合について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託約款にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- （ハ）（ロ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- （ニ）書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- （ホ）（ロ）から（ニ）の手続は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- （ヘ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、（イ）から（ホ）の規定にしたがいます。
- （ト）書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

< 投資信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委

託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の（イ）から（ホ）の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より送付します。

信託の終了

（イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A．投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき
- B．やむを得ない事情が発生したとき
- C．投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が10億口を下回ることとなったとき

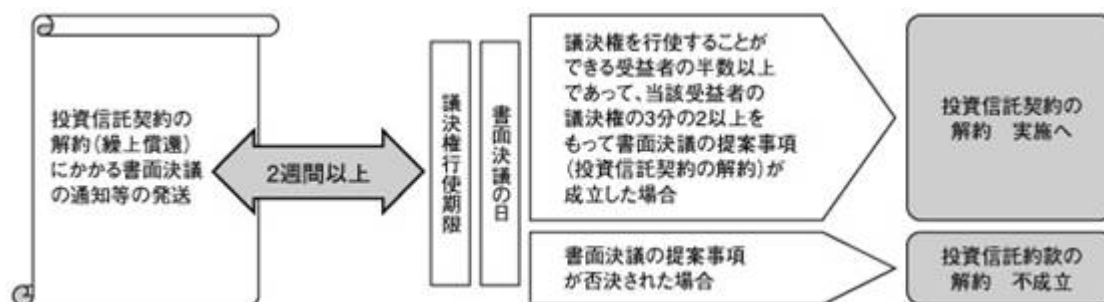
委託会社は、前記の事項A．からC．について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知っている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

（ロ）（イ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

（ハ）書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

（二）（イ）から（ハ）の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

< 信託の終了の手続 >



（ホ）委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A．委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C．監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

A．またはB．において、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

（ヘ）前記「受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任

できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

（イ）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ロ）ファンドの有価証券報告書を計算期間終了後3カ月以内に、半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

（ハ）受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

（1）収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

（3）償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

（4）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成23年9月13日から平成24年9月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・日経平均オープン
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期計算期間末 (平成23年 9月12日)	第2期計算期間末 (平成24年 9月10日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,281,485	32,134,295
親投資信託受益証券	4,705,092,538	9,414,255,587
未収利息	7	44
流動資産合計	4,710,374,030	9,446,389,926
資産合計	4,710,374,030	9,446,389,926
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	10,555,214
未払受託者報酬	225,391	1,175,479
未払委託者報酬	3,005,140	15,672,949
その他未払費用	77,194	1,150,103
流動負債合計	3,307,725	28,553,745
負債合計	3,307,725	28,553,745
純資産の部		
元本等		
元本	5,629,863,695	10,669,262,878
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	922,797,390	1,251,426,697
（分配準備積立金）	15,945,158	87,750,393
元本等合計	4,707,066,305	9,417,836,181
純資産合計	4,707,066,305	9,417,836,181
負債純資産合計	4,710,374,030	9,446,389,926

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期計算期間 自 平成22年12月28日 至 平成23年 9月12日	第2期計算期間 自 平成23年 9月13日 至 平成24年 9月10日
営業収益		
受取利息	6,422	20,268
有価証券売買等損益	400,477,462	712,983,049
営業収益合計	400,471,040	713,003,317
営業費用		
受託者報酬	493,973	2,177,555
委託者報酬	6,586,107	29,033,871
その他費用	928,897	1,924,646
営業費用合計	8,008,977	33,136,072
営業利益又は営業損失（ ）	408,480,017	679,867,245
経常利益又は経常損失（ ）	408,480,017	679,867,245
当期純利益又は当期純損失（ ）	408,480,017	679,867,245
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	38,503,180	646,060,748
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	922,797,390
剰余金増加額又は欠損金減少額	94,578,789	1,523,717,969
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	94,578,789	1,523,717,969
剰余金減少額又は欠損金増加額	570,392,982	1,886,153,773
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	570,392,982	1,886,153,773
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	922,797,390	1,251,426,697

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-----------------	--

(追加情報)

第2期計算期間 自 平成23年9月13日 至 平成24年9月10日 (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。
--

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期計算期間末 (平成23年9月12日)	第2期計算期間末 (平成24年9月10日)
1 . 期首元本額	93,644,530円	5,629,863,695円
期中追加設定元本額	7,984,129,431円	15,587,212,959円
期中一部解約元本額	2,447,910,266円	10,547,813,776円
2 . 計算期間末日における受益権の総数	5,629,863,695口	10,669,262,878口
3 . 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は922,797,390円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,251,426,697円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期計算期間 自 平成22年12月28日 至 平成23年9月12日	第2期計算期間 自 平成23年9月13日 至 平成24年9月10日
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は26,291,004円（1万口当たり46円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 15,945,158円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 10,345,846円 D 分配準備積立金額 0円	分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は151,891,197円（1万口当たり142円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 84,144,159円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 64,140,804円 D 分配準備積立金額 3,606,234円

E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	26,291,004円	E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	151,891,197円
F 当ファンドの期末残存受益権口 数	5,629,863,695口	F 当ファンドの期末残存受益権口 数	10,669,262,878口
G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	46円	G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	142円
H 1万口当たり分配金額	0円	H 1万口当たり分配金額	0円
I 分配金額 (F × H / 10,000)	0円	I 分配金額 (F × H / 10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

項目	第1期計算期間 自 平成22年12月28日 至 平成23年9月12日	第2期計算期間 自 平成23年9月13日 至 平成24年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であり、運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的に行っております。一般的な株価指数先物取引に係る主要なリスクとして、株価指数の変動による価格変動リスクがあります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
-------------------	--	----

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期計算期間末 (平成23年9月12日)	第2期計算期間末 (平成24年9月10日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期計算期間末 （平成23年9月12日）	第2期計算期間末 （平成24年9月10日）
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	441,141,175	164,886,198
合計	441,141,175	164,886,198

（デリバティブ取引等に関する注記）

第1期計算期間末（平成23年9月12日）

該当事項はありません。

第2期計算期間末（平成24年9月10日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期計算期間（自 平成22年12月28日 至 平成23年9月12日）

該当事項はありません。

第2期計算期間（自 平成23年9月13日 至 平成24年9月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第1期計算期間末 （平成23年9月12日）	第2期計算期間末 （平成24年9月10日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8361円 （8,361円）	0.8827円 （8,827円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	アムンディ・日経２２５ オープンマザーファンド			
			15,872,965,078	9,414,255,587	
	小計		15,872,965,078	9,414,255,587	
		銘柄数 組入時価比率	1 100.0%		
	親投資信託受益証券 合計				9,414,255,587
合計				9,414,255,587	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成23年9月12日）	（平成24年9月10日）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	829,396	944,125
コール・ローン	3,657,911,024	2,935,576,772
株式	55,776,718,880	65,101,228,500
派生商品評価勘定	344,880	46,220,248
未収配当金	33,194,000	64,124,000
未収利息	5,010	4,021
前払金	3,164,000	—
差入委託証拠金	156,750,000	82,200,000
流動資産合計	59,628,917,190	68,230,297,666
資産合計	59,628,917,190	68,230,297,666
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	49,982,040	11,291,185
前受金	—	37,400,000
未払金	1,306,781,700	443,148,000

流動負債合計	1,356,763,740	491,839,185
負債合計	1,356,763,740	491,839,185
純資産の部		
元本等		
元本	104,222,879,846	114,201,479,978
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	45,950,726,396	46,463,021,497
元本等合計	58,272,153,450	67,738,458,481
純資産合計	58,272,153,450	67,738,458,481
負債純資産合計	59,628,917,190	68,230,297,666

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は、最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。

(追加情報)

自 平成23年9月13日 至 平成24年9月10日
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当期間（本報告書開示対象ファンドの当計算期間）の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	（平成23年9月12日）	（平成24年9月10日）
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	74,046,712,350円	104,222,879,846円
同期中における追加設定元本額	53,927,195,028円	85,444,837,610円
同期中における一部解約元本額	23,751,027,532円	75,466,237,478円

同期末における元本の内訳		
りそな・日経２２５オープン	75,571,757,260円	81,753,660,810円
アムンディ・日経平均オープン	8,415,475,834円	15,872,965,078円
アムンディ・日経225インデックス・オープン（適格機関投資家専用）	20,123,652,949円	16,365,406,024円
りそな・日経２２５オープンＶＡ（適格機関投資家専用）	111,993,803円	209,448,066円
合計	104,222,879,846円	114,201,479,978円
２．本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	104,222,879,846口	114,201,479,978口
３．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は45,950,726,396円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は46,463,021,497円であります。

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年12月28日 至 平成23年9月12日	自 平成23年9月13日 至 平成24年9月10日
１．金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）Ⅰ.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

．金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成23年9月12日）	（平成24年9月10日）
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）」金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成23年 9月12日）	（平成24年 9月10日）
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	8,582,226,342	274,373,421
合計	8,582,226,342	274,373,421

（注）当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（平成23年7月12日から平成23年9月12日及び平成24年7月12日から平成24年9月10日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

（平成23年9月12日）

区分	種類	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	日経平均株価指数先物	2,534,194,000	—	2,484,640,000	49,554,000
合計		2,534,194,000	—	2,484,640,000	49,554,000

（平成24年9月10日）

区分	種類	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	日経平均株価指数先物	2,589,100,000	—	2,624,200,000	35,100,000
合計		2,589,100,000	—	2,624,200,000	35,100,000

(注)時価の算定方法

１．先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日（本報告書における開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

２．先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

３．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

４．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成22年12月28日 至 平成23年9月12日)

該当事項はありません。

(自 平成23年9月13日 至 平成24年9月10日)

該当事項はありません。

(１口当たり情報に関する注記)

	(平成23年9月12日)	(平成24年9月10日)
1口当たり純資産額	0.5591円	0.5931円
(1万口当たり純資産額)	(5,591円)	(5,931円)

(３) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	日本水産	294,000	173	50,862,000	
	マルハニチロホールディングス	294,000	137	40,278,000	
	国際石油開発帝石	294	448,000	131,712,000	
	コムシスホールディングス	294,000	1,038	305,172,000	
	大成建設	294,000	211	62,034,000	
	大林組	294,000	330	97,020,000	
	清水建設	294,000	252	74,088,000	
	鹿島建設	294,000	215	63,210,000	
	大和ハウス工業	294,000	1,096	322,224,000	
	積水ハウス	294,000	761	223,734,000	
	日揮	294,000	2,481	729,414,000	
	千代田化工建設	294,000	1,060	311,640,000	
	日清製粉グループ本社	294,000	933	274,302,000	
	明治ホールディングス	29,400	3,685	108,339,000	
	日本ハム	294,000	1,033	303,702,000	
	サッポロホールディングス	294,000	214	62,916,000	
	アサヒグループホールディングス	294,000	1,871	550,074,000	

キリンホールディングス	294,000	1,016	298,704,000	
宝ホールディングス	294,000	540	158,760,000	
キッコーマン	294,000	1,010	296,940,000	
味の素	294,000	1,170	343,980,000	
ニチレイ	294,000	400	117,600,000	
日本たばこ産業	294,000	2,112	620,928,000	
東洋紡績	294,000	87	25,578,000	
ユニチカ	294,000	38	11,172,000	
日清紡ホールディングス	294,000	489	143,766,000	
帝人	294,000	177	52,038,000	
東レ	294,000	475	139,650,000	
王子製紙	294,000	243	71,442,000	
三菱製紙	294,000	65	19,110,000	
北越紀州製紙	294,000	372	109,368,000	
日本製紙グループ本社	29,400	930	27,342,000	
クラレ	294,000	898	264,012,000	
旭化成	294,000	404	118,776,000	
昭和電工	294,000	130	38,220,000	
住友化学	294,000	206	60,564,000	
日産化学工業	294,000	908	266,952,000	
日本曹達	294,000	344	101,136,000	
東ソー	294,000	159	46,746,000	
電気化学工業	294,000	250	73,500,000	
信越化学工業	294,000	4,335	1,274,490,000	
三井化学	294,000	157	46,158,000	
三菱ケミカルホールディングス	147,000	299	43,953,000	
宇部興産	294,000	175	51,450,000	
日本化薬	294,000	801	235,494,000	
花王	294,000	2,336	686,784,000	
富士フイルムホールディングス	294,000	1,303	383,082,000	
資生堂	294,000	1,103	324,282,000	
協和発酵キリン	294,000	854	251,076,000	
武田薬品工業	294,000	3,640	1,070,160,000	
アステラス製薬	294,000	3,995	1,174,530,000	
大日本住友製薬	294,000	820	241,080,000	
塩野義製薬	294,000	1,137	334,278,000	
中外製薬	294,000	1,551	455,994,000	
エーザイ	294,000	3,505	1,030,470,000	
第一三共	294,000	1,267	372,498,000	
昭和シェル石油	294,000	390	114,660,000	
J Xホールディングス	294,000	408	119,952,000	
横浜ゴム	294,000	589	173,166,000	
ブリヂストン	294,000	1,892	556,248,000	
日東紡績	294,000	262	77,028,000	
旭硝子	294,000	495	145,530,000	
日本板硝子	294,000	57	16,758,000	
日本電気硝子	441,000	401	176,841,000	
住友大阪セメント	294,000	249	73,206,000	
太平洋セメント	294,000	159	46,746,000	
東海カーボン	294,000	243	71,442,000	
T O T O	294,000	570	167,580,000	
日本碍子	294,000	960	282,240,000	

新日本製鐵	294,000	166	48,804,000	
住友金属工業	294,000	122	35,868,000	
神戸製鋼所	294,000	63	18,522,000	
日新製鋼	294,000	80	23,520,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	29,400	1,074	31,575,600	
大太平洋金属	294,000	266	78,204,000	
日本軽金属	294,000	78	22,932,000	
三井金属鉱業	294,000	165	48,510,000	
東邦亜鉛	294,000	268	78,792,000	
三菱マテリアル	294,000	230	67,620,000	
住友金属鉱山	294,000	890	261,660,000	
D O W A ホールディングス	294,000	531	156,114,000	
古河機械金属	294,000	69	20,286,000	
古河電気工業	294,000	154	45,276,000	
住友電気工業	294,000	903	265,482,000	
フジクラ	294,000	246	72,324,000	
S U M C O	29,400	581	17,081,400	
東洋製罐	294,000	818	240,492,000	
日本製鋼所	294,000	441	129,654,000	
オークマ	294,000	471	138,474,000	
アマダ	294,000	358	105,252,000	
小松製作所	294,000	1,643	483,042,000	
住友重機械工業	294,000	271	79,674,000	
日立建機	294,000	1,347	396,018,000	
クボタ	294,000	785	230,790,000	
荏原製作所	294,000	329	96,726,000	
ダイキン工業	294,000	2,038	599,172,000	
日本精工	294,000	477	140,238,000	
N T N	294,000	173	50,862,000	
ジェイテクト	294,000	634	186,396,000	
日立造船	294,000	90	26,460,000	
三菱重工業	294,000	324	95,256,000	
I H I	294,000	176	51,744,000	
コニカミノルタホールディングス	294,000	583	171,402,000	
ミネベア	294,000	271	79,674,000	
日立製作所	294,000	458	134,652,000	
東芝	294,000	256	75,264,000	
三菱電機	294,000	630	185,220,000	
富士電機	294,000	167	49,098,000	
安川電機	294,000	506	148,764,000	
明電舎	294,000	290	85,260,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	294,000	305	89,670,000	
日本電気	294,000	115	33,810,000	
富士通	294,000	319	93,786,000	
沖電気工業	294,000	102	29,988,000	
パナソニック	294,000	543	159,642,000	
シャープ	294,000	202	59,388,000	
ソニー	294,000	921	270,774,000	
T D K	294,000	2,806	824,964,000	
ミツミ電機	294,000	425	124,950,000	
アルプス電気	294,000	420	123,480,000	
パイオニア	294,000	244	71,736,000	

横河電機	294,000	914	268,716,000	
アドバンテスト	588,000	1,145	673,260,000	
カシオ計算機	294,000	592	174,048,000	
ファナック	294,000	13,100	3,851,400,000	
京セラ	294,000	6,390	1,878,660,000	
太陽誘電	294,000	705	207,270,000	
大日本スクリーン製造	294,000	426	125,244,000	
キヤノン	441,000	2,553	1,125,873,000	
リコー	294,000	620	182,280,000	
東京エレクトロン	294,000	3,625	1,065,750,000	
デンソー	294,000	2,690	790,860,000	
三井造船	294,000	90	26,460,000	
川崎重工業	294,000	167	49,098,000	
日産自動車	294,000	748	219,912,000	
いすゞ自動車	294,000	392	115,248,000	
トヨタ自動車	294,000	3,225	948,150,000	
日野自動車	294,000	539	158,466,000	
三菱自動車工業	294,000	71	20,874,000	
マツダ	294,000	96	28,224,000	
本田技研工業	588,000	2,595	1,525,860,000	
スズキ	294,000	1,427	419,538,000	
富士重工業	294,000	649	190,806,000	
テルモ	294,000	3,410	1,002,540,000	
ニコン	294,000	2,096	616,224,000	
オリンパス	294,000	1,451	426,594,000	
シチズンホールディングス	294,000	425	124,950,000	
凸版印刷	294,000	464	136,416,000	
大日本印刷	294,000	566	166,404,000	
ヤマハ	294,000	771	226,674,000	
東京電力	29,400	129	3,792,600	
中部電力	29,400	910	26,754,000	
関西電力	29,400	511	15,023,400	
東京瓦斯	294,000	434	127,596,000	
大阪瓦斯	294,000	337	99,078,000	
東武鉄道	294,000	419	123,186,000	
東京急行電鉄	294,000	375	110,250,000	
小田急電鉄	294,000	819	240,786,000	
京王電鉄	294,000	592	174,048,000	
京成電鉄	294,000	725	213,150,000	
東日本旅客鉄道	29,400	5,190	152,586,000	
西日本旅客鉄道	29,400	3,350	98,490,000	
東海旅客鉄道	294	675,000	198,450,000	
日本通運	294,000	300	88,200,000	
ヤマトホールディングス	294,000	1,231	361,914,000	
日本郵船	294,000	141	41,454,000	
商船三井	294,000	188	55,272,000	
川崎汽船	294,000	94	27,636,000	
全日本空輸	294,000	180	52,920,000	
三菱倉庫	294,000	873	256,662,000	
ヤフー	1,176	28,950	34,045,200	
トレンドマイクロ	294,000	2,081	611,814,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	294	34,100	10,025,400	

日本電信電話	29,400	3,590	105,546,000	
K D D I	2,940	560,000	1,646,400,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	294	129,500	38,073,000	
東宝	29,400	1,359	39,954,600	
エヌ・ティ・ティ・データ	2,940	233,100	685,314,000	
コナミ	294,000	1,771	520,674,000	
ソフトバンク	882,000	3,280	2,892,960,000	
双日	29,400	100	2,940,000	
伊藤忠商事	294,000	796	234,024,000	
丸紅	294,000	504	148,176,000	
豊田通商	294,000	1,636	480,984,000	
三井物産	294,000	1,120	329,280,000	
住友商事	294,000	1,065	313,110,000	
三菱商事	294,000	1,462	429,828,000	
J・フロント リテイリング	294,000	403	118,482,000	
三越伊勢丹ホールディングス	294,000	812	238,728,000	
セブン&アイ・ホールディングス	294,000	2,325	683,550,000	
高島屋	294,000	537	157,878,000	
丸井グループ	294,000	556	163,464,000	
イオン	294,000	890	261,660,000	
ユニー	294,000	646	189,924,000	
ファーストリテイリング	294,000	18,030	5,300,820,000	
新生銀行	294,000	94	27,636,000	
あおぞら銀行	294,000	243	71,442,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	294,000	366	107,604,000	
りそなホールディングス	29,400	314	9,231,600	
三井住友トラスト・ホールディングス	294,000	227	66,738,000	
三井住友フィナンシャルグループ	29,400	2,478	72,853,200	
千葉銀行	294,000	454	133,476,000	
横浜銀行	294,000	371	109,074,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	294,000	321	94,374,000	
静岡銀行	294,000	796	234,024,000	
みずほフィナンシャルグループ	294,000	131	38,514,000	
大和証券グループ本社	294,000	298	87,612,000	
野村ホールディングス	294,000	286	84,084,000	
松井証券	294,000	499	146,706,000	
N K S Jホールディングス	73,500	1,497	110,029,500	
M S & A D インシュアランスグループホールディングス	88,200	1,299	114,571,800	
ソニーフィナンシャルホールディングス	58,800	1,332	78,321,600	
第一生命保険	294	89,700	26,371,800	
東京海上ホールディングス	147,000	1,975	290,325,000	
T & Dホールディングス	58,800	836	49,156,800	
クレディセゾン	294,000	1,830	538,020,000	
三井不動産	294,000	1,527	448,938,000	
三菱地所	294,000	1,413	415,422,000	
平和不動産	294,000	173	50,862,000	
東京建物	294,000	274	80,556,000	
東急不動産	294,000	393	115,542,000	
住友不動産	294,000	2,015	592,410,000	
電通	294,000	1,912	562,128,000	
東京ドーム	294,000	240	70,560,000	

小計	セコム	294,000	3,930	1,155,420,000	
	銘柄数 組入時価比率	225 96.1%		65,101,228,500 100.0%	
合計				65,101,228,500	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（2）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年9月末日現在

資産総額	8,969,393,481円
負債総額	83,811,769円
純資産総額（ - ）	8,885,581,712円
発行済口数	9,982,875,597口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8901円
（1万口当たり純資産額）	（8,901円）

< 参考情報 >

「アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド」

平成24年9月末日現在

資産総額	70,073,181,527円
負債総額	3,600,465,015円
純資産総額（ - ）	66,472,716,512円
発行済口数	111,126,971,931口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5982円
（1万口当たり純資産額）	（5,982円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換の事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在

資本金の額 : 12億円

発行株式総数 : 9,000,000株

発行済株式総数 : 2,400,000株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

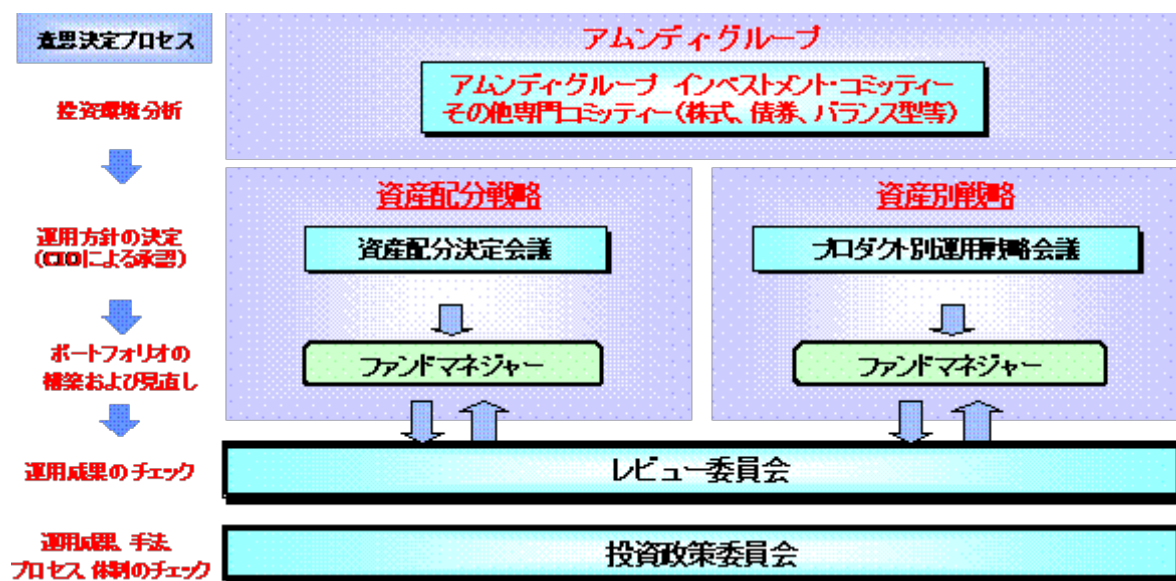
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成24年9月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	93	230,030
単位型公社債投資信託	1	959
追加型株式投資信託	136	1,047,074
追加型公社債投資信託	1	17,828
合 計	231	1,295,891

3【委託会社等の経理状況】

（１）委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

（２）財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（３）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第30期 (平成23年3月31日)		第31期 (平成24年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		5,186,673		2,650,700
有価証券		1,001,358		1,302,738
前払費用		403,282		276,348
未収還付法人税等		93,284		6,975
未収入金		6,479		7,883
未収委託者報酬	*1	1,437,380	*1	1,049,520
未収運用受託報酬	*1	866,717	*1	598,799
未収投資助言報酬		35,736	*1	39,549
未収収益		13,872	*1	113,024
繰延税金資産		178,538		172,456
立替金	*1	43,594	*1	39,301
その他		271		39,258
流動資産合計		9,267,185		6,296,549
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	154,935	*2	137,459
器具備品(純額)	*2	160,814	*2	131,839
有形固定資産合計		315,748		269,298
無形固定資産				
ソフトウェア		15,269		12,446
電話加入権		2,804		934
無形固定資産合計		18,074		13,380
投資その他の資産				
投資有価証券		316,162		1,919,090
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		7,000		6,000
長期差入保証金		223,620		191,981
長期前払費用		238		-
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		7,000		6,000
投資その他の資産合計		626,248		2,197,298
固定資産合計		960,069		2,479,976
資産合計		10,227,255		8,776,525

(単位：千円)

	第30期 (平成23年3月31日)		第31期 (平成24年3月31日)	
負債の部				

流動負債				
リース債務		4,012		1,186
預り金		338,444		277,120
未払金		995,236		644,571
未払償還金		12,745		8,124
未払手数料		667,369		483,904
その他未払金	*1	315,122	*1	152,543
未払費用	*1	306,345		242,443
未払法人税等		-		13,069
未払消費税等		10,404		11,112
前受収益		1,223,720		615,072
賞与引当金		130,583		91,301
役員賞与引当金		19,919		15,388
資産除去債務		-		12,210
統合関連費用引当金		143,429		-
流動負債合計		3,172,092		1,923,473
固定負債				
リース債務		2,000		816
繰延税金負債		15,402		10,581
退職給付引当金		55,426		61,157
賞与引当金		-		9,536
役員賞与引当金		-		8,673
資産除去債務		58,469		50,003
固定負債合計		131,296		140,765
負債合計		3,303,389		2,064,237
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金		1,342,567		1,342,567
資本剰余金合計		2,418,835		2,418,835
利益剰余金				
利益準備金		110,093		110,093
その他利益剰余金		3,195,308		2,991,801
別途積立金		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金		1,595,308		1,391,801
利益剰余金合計		3,305,401		3,101,893
株主資本合計		6,924,235		6,720,728
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		369		8,441
評価・換算差額等合計		369		8,441
純資産合計		6,923,866		6,712,288
負債純資産合計		10,227,255		8,776,525

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,415,163	6,808,292
運用受託報酬	2,351,244	1,786,519
投資助言報酬	48,240	32,750
その他営業収益	149,127	532,630
営業収益合計	9,963,775	9,160,192
営業費用		
支払手数料	3,507,361	3,281,468
広告宣伝費	178,753	15,452
調査費	1,634,240	1,340,502
調査費	656,837	608,715
委託調査費	977,403	731,787
委託計算費	20,231	22,888
営業雑経費	173,809	257,680
通信費	48,587	64,101
印刷費	113,422	176,184
協会費	11,799	17,395
営業費用合計	5,514,394	4,917,990
一般管理費		
給料	2,765,239	2,819,805
役員報酬	184,220	219,810
給料・手当	2,237,168	2,284,355
賞与	342,503	249,749
役員賞与	1,349	65,891
交際費	28,464	13,982
旅費交通費	84,716	83,998
租税公課	34,849	34,892
不動産賃借料	217,062	198,292
賞与引当金繰入	130,583	83,681
役員賞与引当金繰入	19,919	10,069
退職給付費用	236,564	249,207
固定資産減価償却費	50,076	51,786
福利厚生費	417,155	431,451
諸経費	263,708	186,838
一般管理費合計	4,248,335	4,164,002
営業利益	201,046	78,200
営業外収益		
有価証券利息	9,261	31,032
受取利息	*1 4,455	25

有価証券売却益	-	7,629
雑収入	12,052	8,642
営業外収益合計	25,769	47,327
営業外費用		
為替差損	26,339	22,423
有価証券売却損	14,398	-
雑損失	4,091	48
営業外費用合計	44,829	22,471
経常利益	181,986	103,056
特別利益		
清算配当金	*1*2 636,420	*1*2 73,294
特別利益合計	636,420	73,294
特別損失		
減損損失	*3 6,653	*3 8,822
固定資産除却損	*4 3,326	*4 5,437
特別損失合計	9,979	14,259
税引前当期純利益	808,428	162,092
法人税、住民税及び事業税	3,153	3,800
過年度法人税等	3,254	-
法人税等調整額	34,822	6,799
法人税等合計	34,721	10,599
当期純利益	773,707	151,493

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金		
当期首残高	-	1,342,567
当期変動額		
合併による増加	1,342,567	-
当期変動額合計	1,342,567	-

当期末残高	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計		
当期首残高	1,076,268	2,418,835
当期変動額		
合併による増加	1,342,567	-
当期変動額合計	1,342,567	-
当期末残高	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	110,093	110,093
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	110,093	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	1,600,000	1,600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,327,410	1,595,308
当期変動額		
合併による増加	1,025,810	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493
当期変動額合計	732,103	203,507
当期末残高	1,595,308	1,391,801

(単位：千円)

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	4,037,503	3,305,400
当期変動額		
合併による増加	1,025,810	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493
当期変動額合計	732,103	203,507
当期末残高	3,305,400	3,101,893
株主資本合計		
当期首残高	6,313,771	6,924,235
当期変動額		
合併による増加	316,757	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493

当期変動額合計	610,464	203,507
当期末残高	6,924,235	6,720,728
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,313	369
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	8,071
当期変動額合計	944	8,071
当期末残高	369	8,441
評価・換算差額合計		
当期首残高	1,313	369
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	8,071
当期変動額合計	944	8,071
当期末残高	369	8,441
純資産合計		
当期首残高	6,312,459	6,923,866
当期変動額		
合併による増加	316,757	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	8,071
当期変動額合計	611,408	211,578
当期末残高	6,923,866	6,712,288

[次へ](#)

重要な会計方針

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 . 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3 . 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第30期 (平成23年3月31日現在)		第31期 (平成24年3月31日現在)	
*1	各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1	各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収委託者報酬	71,963 千円	未収委託者報酬	43,036 千円
未収運用受託報酬	42,600 千円	未収運用受託報酬	23,404 千円
立替金	2,150 千円	未収投資助言報酬	19,632 千円

その他未払金	30,758 千円	未収収益	88,400 千円
未払費用	6,620 千円	立替金	240 千円
		その他未払金	55,401 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。		*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	44,048 千円	建物	53,646 千円
器具備品	117,902 千円	器具備品	129,811 千円

（損益計算書関係）

第30期 (自 平成22年 4 月 1日 至 平成23年 3 月31日)	第31期 (自 平成23年 4 月 1日 至 平成24年 3 月31日)																	
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 受取利息 3,717千円 清算配当金 636,420千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 清算配当金 73,294千円																	
*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の清算配当金であります。	*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算配当金であります。																	
*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td rowspan="2">NTT幕張ビル</td><td rowspan="2">処分予定資産</td><td>建 物</td></tr><tr><td>器具備品</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 当社は、ビジネス コンティニュイティ プラン（BCP）の一環として事故や災害等に備え千葉県千葉市美浜区に所在するNTT幕張ビルに事務所を賃貸しておりました。しかしながら、当事業年度末に発生しました東日本大震災の発生により、通信・交通網の遮断等が業務に及ぼす影響を鑑み、大阪府大阪市中央区に所在するエプソン大阪ビルにBCPの事務所を移転することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 NTT幕張ビルの事務所の建物と器具備品の一部については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 <table><tr><td>(減損損失の金額)</td><td></td></tr></table>	場所	用途	種類	NTT幕張ビル	処分予定資産	建 物	器具備品	(減損損失の金額)		*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>日比谷ダイビル 18F</td><td>処分予定資産</td><td>建 物</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借室部分を平成24年10月26日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 <table><tr><td>(減損損失の金額)</td><td></td></tr></table>	場所	用途	種類	日比谷ダイビル 18F	処分予定資産	建 物	(減損損失の金額)	
場所	用途	種類																
NTT幕張ビル	処分予定資産	建 物																
		器具備品																
(減損損失の金額)																		
場所	用途	種類																
日比谷ダイビル 18F	処分予定資産	建 物																
(減損損失の金額)																		

建 物	3,071千円	建 物	8,822千円
器 具 備 品	3,581千円	合 計	8,822千円
合 計	6,653千円		

*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損額は、旧クレディ・アグリコル ア セットマネジメント株式会社との合併に伴い不要と なった固定資産の除却であります。	*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移 転等に伴い不要となった固定資産の除却であり ます。
---	---

（株主資本等変動計算書関係）

第30期
(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2 . 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	480,000	200円	平成22年3月31日	平成22年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

第31期

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
------	-------	--------------------	--------------	-----	-------

平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日
----------------------	----------	---------	---------	------------	------------

配当原資については、利益剰余金としております。

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（２）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第30期（平成23年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,186,673	5,186,673	-
(2) 未収委託者報酬	1,437,380	1,437,380	-
(3) 未収運用受託報酬	866,717	866,717	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,317,520	1,317,520	-
資産計	8,808,290	8,808,290	-
(1) 未払手数料	667,369	667,369	-
負債計	667,369	667,369	-

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-
(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウェア社の株式です。

(単位：千円)

区 分	第30期(平成23年3月31日)	第31期(平成24年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第30期（平成23年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,186,673	-	-	-
未収委託者報酬	1,437,380	-	-	-
未収運用受託報酬	866,717	-	-	-

有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	-	300,000	-	-
合計	7,490,770	300,000	-	-

第31期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	-	-	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-
合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-

（有価証券関係）

第30期

（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他（注）	7,000	8,488	1,488
	小計	7,000	8,488	1,488
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	305,685	304,560	1,125
	(3)その他（注）	1,005,458	1,004,472	986
	小計	1,311,143	1,309,032	2,111
合計		1,318,143	1,317,520	623

（注）投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	-	-	-
国 債	300,000	-	6,150
投資信託	3,734	965	9,214

第31期

（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	385,272	385,812	540
	(3)その他（注）	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,837,819	1,822,867	14,952
	(3)その他（注）	1,008,068	1,007,206	862
	小計	2,845,887	2,830,073	15,814
合計		3,236,059	3,221,828	14,231

(注) 投資信託受益証券であります

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	108,037	7,652	23

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第30期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。また、平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承しております。	
2. 退職給付債務及びその内訳	
(1) 退職給付債務(千円)	173,288
(2) 年金資産(千円)	115,892
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	57,396
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,970
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	55,426
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	55,426
3. 退職給付費用の内訳	
退職給付費用(千円)	236,564
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	90,313
(2) 勤務費用(千円)	38,820

(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	106,939

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

第31期

（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	61,157

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第30期 (平成23年3月31日現在)	第31期 (平成24年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益否認額 497,932	前受収益否認額 233,446
繰越欠損金 861,283	繰越欠損金 974,852
未払費用否認額 110,997	未払費用否認額 42,625
賞与引当金等損金算入限度額超過額 53,134	賞与引当金等損金算入限度額超過額 26,968
退職給付引当金損金算入限度額超過額 22,553	退職給付引当金損金算入限度額超過額 21,796
減価償却資産 18,817	減価償却資産 18,095
資産除去債務 23,791	資産除去債務 22,173

その他	24,839	その他	17,433
繰延税金資産小計	1,613,345	繰延税金資産小計	1,357,388
評価性引当金	1,427,810	評価性引当金	1,176,212
繰延税金負債との相殺	6,997	繰延税金負債との相殺	8,720
繰延税金資産合計	178,538	繰延税金資産合計	172,456
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	22,399	資産除去負債会計基準適用に伴う	
繰延税金負債小計	22,399	有形固定資産計上額	19,301
繰延税金資産との相殺	6,997	繰延税金負債小計	19,301
繰延税金負債合計	15,402	繰延税金資産との相殺	8,720
		繰延税金負債合計	10,581
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。		当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。	
		3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
		経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。	

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注1)	120,000千円	58,469千円
有形固定資産の取得に伴う増加額(注2)	57,617千円	3,632千円
時の経過による調整額	852千円	1,224千円
資産除去債務の履行による減少額	120,000千円	1,112千円
期末残高	58,469千円	62,213千円

(注1) 第30期の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債

務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準提供指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

(注2)第30期の「有形固定資産の取得に伴う増加額」は、合併による有形固定資産の取得も含まれます。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

[次へ](#)

（関連当事者情報）

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	アムンディ・ ジャパン ホールディング 株式会社	東京都 千代田区	5,400 百万	有価証券 の保有	(被有) 直接 100%	兼任 1人	持株会社	貸付金の回収 *1	850,000	-	-
								利息の受取 *1	3,717	-	-

（注）

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社の子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	エスジーアセット マネジメント(シ ンガポール)株式 会社	シンガポール シンガポール市	-	投資 顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア 地域の 運用 拠点	清算 受取 配当金	636,420	-	-

（注）エスジーアセットマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成23年3月2日より解散手続を開始しております。

（3）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千 円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
兄弟 会社	アムンディ・イン ベストメント・ソ リューションズ	フランス パリ市	78,077 (ユーロ)	投資 顧問業	-	なし	投資助言 契約の 再委任等	委託調査 費等の 支払	223,772	前払費用	325,461
										未払金	622

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
 アムンディ エス・アー(非上場)
 アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
 クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				

親会社	アムンディ・エスアー	フランス パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資 顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資 信託、 投資顧 問契約 の再委 任等	運用受託報酬 *1	105,079	未収運用 受託報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者 報酬	43,036
								投資助言報酬 *1	8,810	未収投資 助言報酬	19,632
								情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費等の 支払 *2	177,464	未払金	55,401

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
子会社	エスジーアセット マネジメント (シンガポール) 株式会社	シンガ ポール シンガ ポール市	-	投資 顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア地域の 運用拠点	清算受取配当金	73,294	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成24年4月30日に解散手続を終了しております。

(3) 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決 権等 の所 有(被 所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
兄弟 会社	アムンディ・インベ ストメント・ソリュー ションズ	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資 顧問業	-	なし	投資助言契 約の 再委任等	委託調査費等の 支払 *1	237,309	前払費用	192,938
										未払金	4,293
兄弟 会社	アムンディ・ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問 業	-	なし	運用 再委託	運用受託報酬 *2	67,775	未収運用受託 報酬	67,387
								委託者報酬 *2	41,357	未収委託者 報酬	60,729
								投資助言報酬 *2	18,137	未収投資助言 報酬	18,137

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

*2各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)

アムンディ エス・アー(非上場)

アムンディ・グループ エス・アー(非上場)

クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第30期 (自 平成22年4月 1日	第31期 (自 平成23年4月 1日
-----------------------	-----------------------

至 平成23年3月31日)		至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,884.94円	1株当たり純資産額	2,796.79円
1株当たり当期純利益金額	322.38円	1株当たり当期純利益金額	63.12円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しております。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
当期純利益	773,707千円	当期純利益	151,493千円
普通株式に係る当期純利益	773,707千円	普通株式に係る当期純利益	151,493千円
期中平均株式数	2,400千株	期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行

資本金 平成24年9月末日現在：279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金 (平成24年9月末日現在)	事業の内容
株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

< 再信託受託会社の概要 >

- ・ 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 51,000百万円（平成24年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社は以下の業務を行います。

販売会社として募集の取扱および販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成23年12月 12日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成24年2月20日	訂正有価証券届出書
平成24年6月12日	半期報告書、訂正有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年11月7日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・日経平均オープンの平成23年9月13日から平成24年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・日経平均オープンの平成24年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月15日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。